

令和3年度第1回人間文化研究機構経営協議会 議事概要

- 日 時： 令和3年6月16日（水） 14：00～16：01
- 場 所： Web 会議システム「Zoom」
- 出席者： 青山、井上、岸上、弦間、小松、佐村、サーラ、田窪、武田、永井、永村、西谷、長谷川、長谷山、平川、広渡、藤岡、宮崎、山極、山本、吉田、李、渡部の各委員
- 陪席者： 小泉、二ノ宮の各監事、大崎機構長特別顧問、窪田国語研副所長
- 事務局： 監査室長、歴博、国文研、国語研、日文研、地球研及び民博の各管理部長、本部事務局の総務課長、企画課長、財務課長、施設課長、企画課課長補佐、財務課課長補佐、その他関係職員

○ 概 要：

議事に先立ち、機構長から新たに就任した委員等の紹介があった。また、事務局から、会議の定足数を満たしている旨の報告及び配付資料の確認等があった。

議 題：

（議事概要）

（1）令和2年度第5回議事概要について（資料1）

機構長から、令和2年度第5回経営協議会の議事概要について報告があった。

（審議事項）

（1）2020（令和2）事業年度決算について（資料2）

事務局長から、資料2に基づき、2020（令和2）事業年度決算について説明があり、審議の結果、了承された。なお、本件に係る今後の取り扱いについては、機構長一任とすることが了承された。

また、本件に関し、以下の意見があった。

- ・ 当期総利益について、経営努力の結果として目的積立金に繰越したいとのことだが、無条件で繰り越しできるのか。他法人でも、コロナ禍で同様の事例が非常に多いと思われるが、繰越が承認されるようにしてほしい。

⇒ 文科省で検討を行い、承認された場合に繰越ができる。目的積立金として有効に活用できるように進めていく。

（2）2022（令和4）年度概算要求について（資料3）

青山理事から、資料3に基づき、2022（令和4）年度概算要求について説明があり、審議の結果、了承された。なお、本件に係る今後の取り扱いについては、機構長一任とすることが了承された。

また、本件に関し、以下の意見があった。

- ・ 施設整備費に関する概算要求と、審議事項1で言及のあった施設設備等整備積立金の関係性を教えてほしい。

⇒ 施設整備費に関する概算要求は、文科省文教施設企画・防災部と折衝し、具体的な対象の施設を決めた上で要求するものであり、目的積立金は概算要求対象以外の施設に対して、機構長が用途を決定して使用するという整理をしている。

- ・ 「デジタル・ヒューマニティーズ」について、デジタルとヒューマニティーは対立項目である印象を受けるが、これらの融合によって新たな価値を生み出すことを目指しているのか。

⇒ 開かれた人間文化研究を目指す上ではデジタル化が一つの条件になるが、あくまで研究を展開する上での要素の一つとして捉えている。各機関同士もしくは他法人との連携等を行いながら多様な研究を進めることを考えており、デジタル・ヒューマニティーズはその中の一つとなる。

- ・ 新しく設置される人間文化研究創発センターは、現在の総合人間文化研究推進センターや総合情報発信センターと並列の扱いとなる組織なのか。

⇒ 第四期では、総合人間文化研究推進センターと総合情報発信センターを、社会共創、社会

との関係を強く意識する形で統合して、人間文化研究創発センターとすることを構想している。

- ・ 人間文化研究創発センターの「創発」という言葉には、機構の研究成果を広く共有するにとどまらず、社会・市民と協働して新しいものを創るシチズン・サイエンスのイメージも含まれているのか。

⇒ 広く市民を取り込んだ形での研究の展開を想定しており、地域の人々にステークホルダーとして研究等の活動に参加してもらうことも考えている。

(3) 令和2事業年度に係る業務の実績に関する報告書について（資料4）

岸上理事から、資料4に基づき、令和2事業年度に係る業務の実績に関する報告書について説明があり、審議の結果、了承された。なお、本件に係る今後の取り扱いについては、機構長一任とすることが了承された。

(報告事項)

(1) 第4期中期目標・中期計画について（資料5）

岸上理事から、資料5に基づき、第4期中期目標・中期計画について報告があった。併せて、7月末の素案の提出に向けて書面審議を依頼する旨の説明があった。

(2) 人間文化研究機構組織規程の改正について（資料6）

機構長から、資料6に基づき、人間文化研究機構組織規程の改正について報告があった。これを受けて、以下の確認があった。

- ・ 理事の人数について、定員を変更せずに空席とするのでは問題があるのか。

⇒ 昨年、国立大学法人法の改正により定められた外部の理事に関する人数規定に対応するために、理事の人数を5名としていたが、国立大学法人法で定められている本来の理事の人数は4名であるため、4名に戻す形で改正することとした。

(3) 総合人間文化研究推進センターにおける実施事業について（資料7）

岸上理事から、資料7に基づき、総合人間文化研究推進センターにおける実施事業について報告があった。

(4) 総合情報発信センターにおける実施事業について（資料8）

永村理事から、資料8に基づき総合情報発信センターにおける実施事業について報告があった。

(5) 令和2年度監事監査報告について（資料9）

小泉監事及び二ノ宮監事から、資料9に基づき、令和2年度監事監査報告について報告があった。

(6) 令和3年度監事監査計画について（資料10）

小泉監事及び二ノ宮監事から、資料10に基づき、令和3年度監事監査計画について報告があった。

(7) 令和3事業年度における会計監査人の選任について（資料11）

事務局長から、資料11に基づき、大学共同利用機関法人における会計監査人として、有限責任あずさ監査法人が選任された旨、報告があった。

(8) 第2回人間文化研究機構日本研究国際賞授賞式・記念講演について（資料12）

李理事から、資料12に基づき、第2回人間文化研究機構日本研究国際賞授賞式・記念講演について報告があった。

以上